



盛岡市プレスリリース

～輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡～

令和8年6月1日

保健福祉部
生活衛生課

県政記者クラブ加盟社 }
市政記者クラブ加盟社 } 各位

岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センターの 基本設計の概要について

岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センターについては、令和10年度中の開所を目指し、準備を進めているところです。

今般、施設の機能、規模、配置計画等についての基本設計がまとまり、別添のとおり、その概要を公表しましたのでお知らせします。

今後は、この基本設計の内容を基に、具体的な構造や設備、仕様等を盛り込んだ実施設計を令和8年度に実施し、その後、令和9年度から10年度にかけて建設工事を行う予定としております。

【問い合わせ先】

岩手県：環境生活部県民くらしの安全課 阿部食の安全安心課長
TEL 629-6876

盛岡市：盛岡市保健所生活衛生課 伊藤生活衛生課長
TEL 603-8312

1 これまでの経緯

平成30年4月：岩手県動物愛護管理センター（仮称）基本構想
 令和7年3月：岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画

2 動物愛護管理センターの設置目的

動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進による殺処分ゼロを目指すとともに、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として、県と市が一体となって設置しようとするもの。

目指す姿

- 『人と動物が共生する社会の実現』に寄与する拠点施設
- 誰でも利用できる開かれた施設
- 多様な主体やボランティアと協働する施設

3つの役割

いのちを“学ぶ”拠点 いのちを“守る”拠点

① 動物愛護思想の普及

④ 人獣共通感染症対策・調査研究との連携

⑤ 災害発生時の動物救護

いのちを“つなぐ”拠点

- ② 適正飼養及び飼い主のいない猫対策の推進
- ③ 生存機会の拡大

3 動物愛護管理センターの運営体制

- 管理運営の主体
 - ・ 岩手県と盛岡市が共同で管理運営
- 動物愛護管理センターが担う業務
 - ・ 全県的な動物愛護管理関連業務
- 県保健所等との役割分担
 - ・ 県内保健所と連携と支援のネットワークを構築
 - ・ 各地域の動物管理施設は、広域振興圏ごとに集約し、動物愛護管理センターのサテライト施設に位置づけ

4 施設概要

- 整備予定地
旧岩手県営野球場東側駐車場（盛岡市三ツ割四丁目地内）
- 敷地面積
約 6,000㎡
（接道、法面、駐車場等を含む）
- 建築面積
約 1,200㎡
- 延べ床面積
センター棟：約 900㎡
倉庫棟：約 50㎡
（参考）
動物の想定収容頭数
犬：19頭、猫：132頭
- 屋外施設面積
芝生広場：約 500㎡



5 動物愛護管理センター整備に当たっての配慮

- (1) 普及啓発の拠点としてふさわしい施設
- (2) 動物にやさしい施設
- (3) 利用しやすい施設
- (4) 県民・市民が親しみやすい施設
- (5) 環境に配慮した施設

6 整備スケジュール

令和10年度中の開所を予定。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本設計	実施設計	建築工事	供用開始

岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター基本設計（全体イメージ）



動物愛護管理センター全景



渡り廊下から見た芝生広場（運動場③）



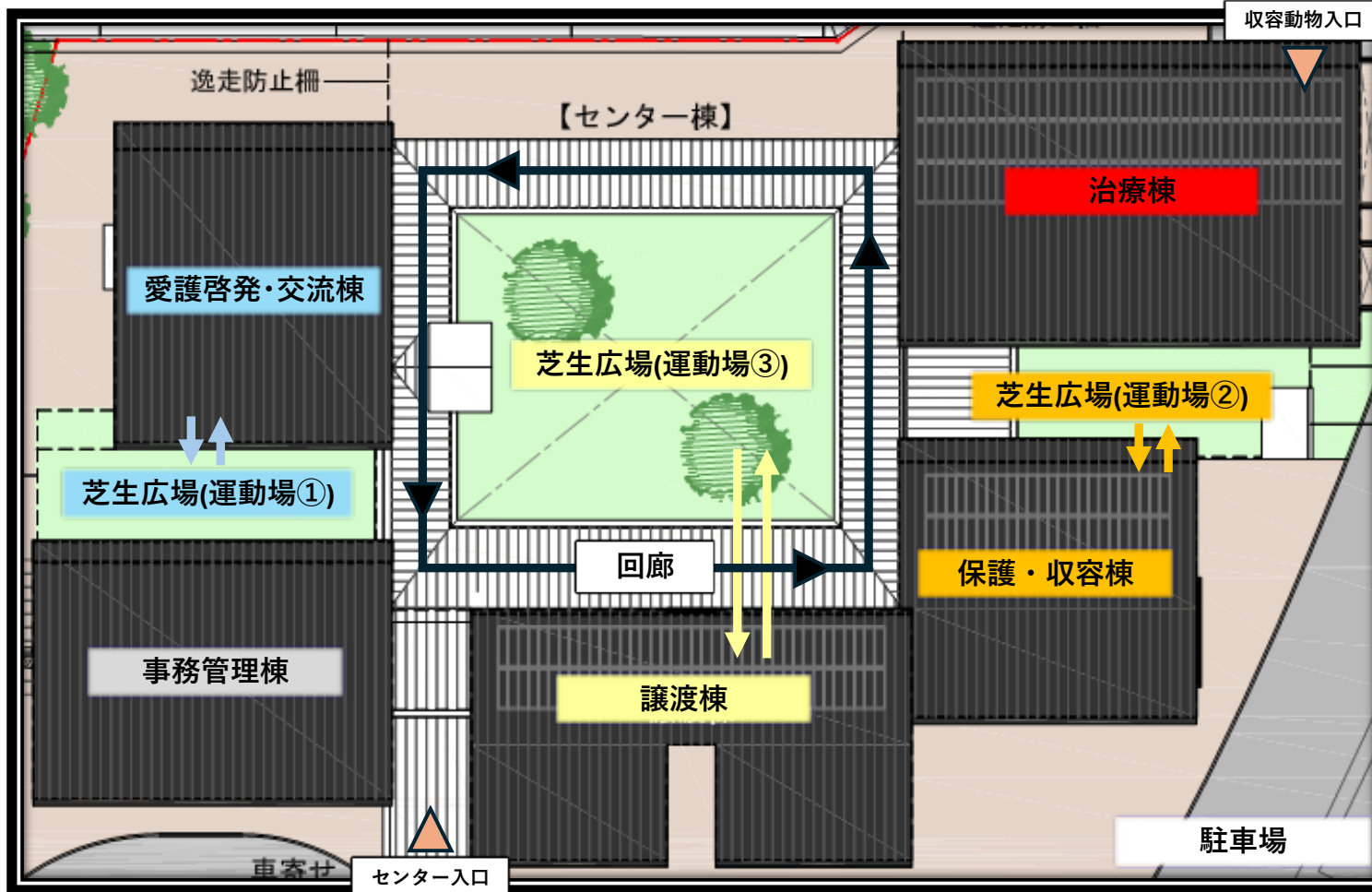
多目的ホール

※ 本資料は、基本設計時のものであり、今後の実施設計により、変更が生じる可能性があります。

岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター基本設計（諸室イメージ）

愛護啓発・交流棟

イベントの開催やボランティアの交流により、動物愛護管理の普及啓発の中心となるゾーン（多目的ホール、ボランティア室、運動場 など）



事務管理棟

岩手県と盛岡市の職員が共用する執務室を配置し、動物愛護管理業務の中心となるゾーン（事務室、トイレ など）

駐車場

56台（大型バス、一般、職員）

治療棟

収容した動物の隔離、治療を行うなど、獣医療及び感染症対策の中心となるゾーン（搬入室、隔離室、診察室、手術室 など）

保護・収容棟

収容した動物が譲渡できるようになるまでの間、飼養管理の中心となるゾーン（保護犬・猫室、譲渡犬・猫準備室、トリミング室、運動場 など）

譲渡棟

譲渡の準備ができた動物の飼養管理を行い、新しい飼い主への譲渡を進めるゾーン（犬・猫譲渡室、運動場 など）

シェルター・メディスンの考え方により、飼養管理、感染症のまん延防止対策などを実施

※ 本資料は、基本設計時のものであり、今後の実施設計により、変更が生じる可能性があります。

1 動物愛護管理の現状とこれまでの取組

(1) 動物愛護管理の現状

(件数及び頭数等は、いずれも令和5年度実績)

ア 捕獲、引取り及び負傷動物並びに収容頭数

- ・犬の捕獲頭数は90頭で、この10年で71%減少。
- ・犬猫の引取り頭数は610頭で、この10年で54%の減少。年々減少傾向にあるものの近年は鈍化傾向。
- ・犬猫の収容頭数は、この10年で54%減少。

イ 返還

- ・犬の返還率は72.5%で、年々上昇の傾向。
- ・引き取った猫は飼い主がいけない場合が多く、返還数は限定的に推移。

ウ 譲渡

- ・譲渡率は犬猫ともに8割を超え、近年は向上傾向。

エ 殺処分(保管中死亡含む)

- ・犬の殺処分頭数は4頭(うち保管中死亡3頭)で、この10年で96%減少。
- ・猫の殺処分頭数は131頭(うち保管中死亡102頭)で、この10年で88%減少。

オ 犬の咬傷事故

- ・咬傷事故件数は60件で、近年は横ばいで推移。

カ 苦情

- ・犬猫の苦情件数は839件で、近年は900件程で推移。

キ 犬の登録及び注射

- ・犬の登録は52,590頭で、この10年で27%減少。
- ・予防注射接種率は87.5%で、全国的に上位。

ク 県内の動物管理施設の状況

- ・県内9か所に設置し、各保健所が運営。
- ・ほとんどの施設で老朽化(昭和40~50年代設置)、狭隘化等の課題を有する状況。

(2) これまでの取組概要

ア 動物愛護管理推進計画の策定

- ・人と動物が共生する社会の実現に向け、令和4年3月に第3次岩手県動物愛護管理推進計画を策定。

イ 動物愛護の普及啓発

- ・社会的関心の高まりの中、各保健所等で動物愛護に係る普及啓発を広く展開。
- ・動物愛護フェスティバル、小学校出前授業等を実施。

ウ 保護動物の生存機会の拡大

- ・動物愛護団体等と連携し、譲渡会を複数回開催。
- ・一時預かりボランティアによる幼猫の飼育等、生存機会の確保拡大を推進。

エ 適正飼養の推進

- ・動物のいのちを尊重した飼い方・しつけ教室開催。
- ・適正飼養に向けた動物取扱責任者研修を開催。
- ・盛岡市による全国的にもモデルとなる「盛岡市地域猫活動事業」の展開。

オ 人材育成その他

- ・地域での動物愛護の中核を担う動物愛護推進員確保と育成に向けた研修会の実施。
- ・有識者等で構成する動物愛護推進協議会の設置運営
- ・災害発生時の動物救護に係る協定の締結

2 動物愛護管理センターの設置目的

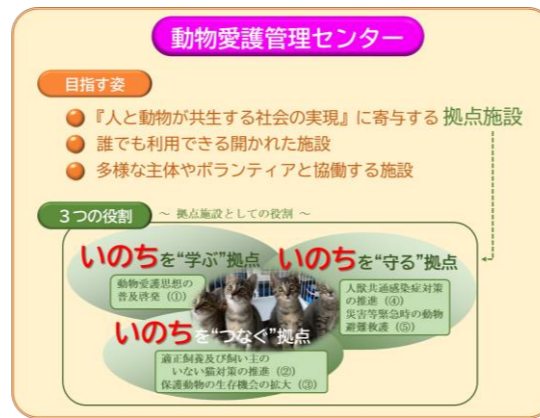
動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進による殺処分ゼロを目指すとともに、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として、県と市が一体となって設置しようとするもの。

■ 目指す姿

- 『人と動物が共生する社会の実現』に寄与する拠点施設
- 誰でも利用できる開かれた施設
- 多様な主体やボランティアと協働する施設

■ 3つの役割

- いのちを“学ぶ”拠点
 - ・動物愛護思想の普及啓発の推進
- いのちを“つなぐ”拠点
 - ・適正飼養及び飼い主のいない猫対策の推進
 - ・保護動物の生存機会の拡大
- いのちを“守る”拠点
 - ・人獣共通感染症対策の推進
 - ・災害等緊急時の動物の避難救護



3 動物愛護管理センターの設置場所

(1) 基本的な考え方

基本構想に掲げる「想定する要件」にいずれも合致する場所に整備するものとする。

[想定する要件]

- ・県民・市民からわかりやすく親しみがある。
- ・交通アクセスが良い。
- ・公共交通機関の利用が可能
- ・保健所からの動物移送に支障がない。
- ・災害発生時の動物救護活動が機能する。

(2) 整備予定地

旧岩手県営野球場東側駐車場

- (盛岡市三ツ割四丁目地内)
- ・野球観戦等で多くの県民・市民が来場するなど、広く認知、親しまれてきたこと。
- ・盛岡市中心部からほど近く、幹線道路に近接、交通アクセス性も良好で、公共交通機関の利用も可能なこと。
- ・県民・市民が利用しやすく、県内保健所からの動物の移送に支障がないこと。
- ・盛岡市の避難場所指定がなされていたこと。

所在地	盛岡市三ツ割四丁目地内(旧岩手県営野球場)	
敷地面積	87,577.92㎡の一部(約5,000㎡)	
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域
建ぺい率	50%	60%
容積率	80%	200%
所有者	岩手県	

※ 用途地域に係る敷地の過半は、第一種住居地域であること。

(図2 整備予定地の位置図)



4 動物愛護管理センターの運営体制

(1) 基本的な考え方

- ・動物愛護管理センターは県と市が共同で管理運営し、その管理運営に当たっては、双方のノウハウや強みを最大限に生かす組織・運営体制を整備。
- ・配置職員は県及び市の職員をもって充て、相互併任発令の方法等により効率的な執行体制を構築。
- ・外部委託などによる民間活力活用、多様な主体との協働を積極的に採用。
- ・関係法令に基づく行政権を行使する業務等を担うことから、指定管理者制度の導入は見送り。

(2) 名称

- ・名称は県と市において定めること。
- ・「愛称」のほか、ネーミングライツ導入に向けて取り組むこと。

(3) 費用負担割合

動物愛護管理センターの整備及び管理運営に係る費用の負担割合は、県と市それぞれ2分の1を基本。

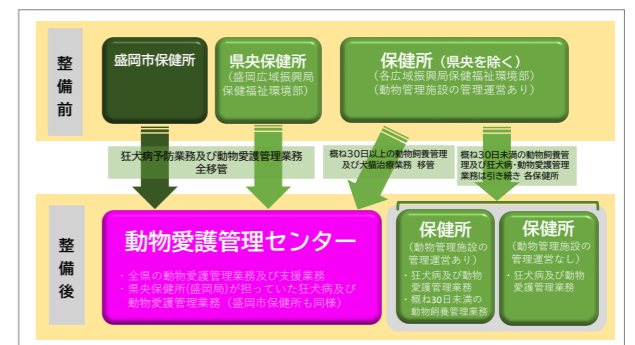
(4) 動物愛護管理センターが担う業務

- ・拠点施設として県も視野に担う動物愛護管理関連業務。
- ・県央保健所及び盛岡広域振興局保健福祉環境部並びに盛岡市保健所が所管する関係法令に関する業務。
- ・職員は、県央保健所及び盛岡広域振興局保健福祉環境部並びに盛岡市保健所を兼務の方向。

(5) 県保健所等との役割分担と連携

- ・動物愛護管理センターと各県保健所・広域振興局が役割分担し、連携と支援のネットワークを構築(図3・図4)
- ・各地域の動物管理施設は広域振興圏ごとに集約する方向で検討し、動物愛護管理センターのサテライト施設に位置付け(図4)
- ・各地域で譲渡に至らなかった犬猫は、動物愛護管理センターに移送し更なる譲渡機会を提供(図5)

(図3 センター設置後の役割分担イメージ)



(図4 センター設置後の業務連携イメージ)



(図5 動物移送イメージ)



5 動物愛護管理センターが担う具体的業務

いのちを“学ぶ”拠点

【業務1】 動物愛護思想の普及

- ◇ 動物愛護思想の普及啓発
- ◇ 動物愛護に関する教育学習
- ◇ 動物愛護に関する情報発信

事業例

- ・譲渡会やシンポジウムの開催
- ・いのちの教育、ふれあい体験教室
- ・パネルや関連図書等の展示による見学者への啓発
- ・県及び市の広報媒体を活用し動物愛護センターの取組紹介や動物愛護団体の取組等の情報発信

いのちを“つなぐ”拠点

【業務2】 適正飼養及び飼い主のいない猫対策の推進

- ◇ 動物の飼い方等に関する相談
- ◇ 動物取扱責任者の研修
- ◇ 飼い主のいない猫対策

事業例

- ・相談の受付窓口の設置
- ・飼い方、しつけ方教室の開催
- ・譲渡を受けた飼い主同士の交流会の開催
- ・犬猫の返還及び飼い主への適正飼養の指導
- ・動物取扱責任者研修の開催
- ・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施による地域猫活動支援や普及啓発
- ・多頭飼育に係る情報の早期共有と未然防止のための取組の推進

【業務3】 保護動物の生存機会の拡大

- ◇ 保護動物の適正な飼養管理
- ◇ 保護動物の返還、譲渡、措置
- ◇ ボランティア等の養成や動物愛護活動支援

事業例

- ・適切な飼養管理による動物の健康維持
- ・負傷動物の収容及び治療
- ・各保健所で譲渡に至らない動物の動物愛護管理センターへの移送による更なる譲渡機会を確保
- ・関係団体等と連携した譲渡会の開催
- ・一時預かりボランティアの募集・育成
- ・ボランティアリーダーの養成

いのちを“守る”拠点

【業務4】 人獣共通感染症対策の推進

- ◇ 人獣共通感染症の普及啓発
- ◇ 人獣共通感染症の調査研究への支援

事業例

- ・人獣共通感染症の県民への普及啓発や予防に関する情報発信
- ・調査研究の関係機関との連携調整
- ・犬の登録の届出受付や狂犬病予防注射済票の交付

【業務5】 災害等緊急時の動物の避難救護

- ◇ 災害等緊急時の動物の避難救護の支援
- ◇ 平常時における飼い主及び避難所運営者への普及啓発や訓練実施

事業例

- ・災害等緊急時の動物救護本部機能
- ・平常時の飼い主への普及啓発
- ・市町村への訓練の実施の働きかけ
- ・ペットフードやケージ等の備蓄

6 連携・協働

- ◇ 動物愛護管理センターの運営に当たっては、岩手県獣医師会や獣医師養成教育機関、動物関連専門学校、動物愛護団体、ボランティア、研究機関など、多様な主体と連携・協働の体制を構築。
- ◇ 外部委託等の手法の積極的な導入による県民・市民等とともに、運営する開かれた施設として運営。
- ◇ 人材確保の観点から、獣医師養成教育機関や動物関連専門学校等の実習やインターンシップの積極的な受け入れ。
- ◇ 児童、生徒、学生等の教育の場としての活用。
- ◇ ボランティアの育成や活動支援、情報共有や情報交換、スキルアップの機会の提供。

7 施設の整備等

(1) 基本的な考え方

『人と動物が共生する社会の実現』に寄与する拠点として、基本構想に掲げる施設のコンセプト及びその他配慮すべき事項等を踏まえて整備。

(2) 飼養・保管頭数及び施設規模(下記数値を基本とする)

ア 飼養・保管頭数

犬	猫	計
19 頭	132 頭	151 頭

イ 施設規模

屋内施設	屋外施設	計
900 m ²	2,300 m ²	3,200 m ²

(3) 整備に当たって配慮すべき事項

ア 普及啓発の拠点としてふさわしい施設

- ・動物愛護思想や適正飼養等を動物愛護管理センター内で学ぶことができる空間の確保
- ・動物愛護団体やボランティア等が活動できる空間の確保

イ 動物にやさしい施設

- ・シェルター・メディ슨の実践可能な施設
- ・動物の長期飼養が対応可能な施設
- ・動物の逸走防止フェンスの設置

ウ 利用しやすい施設

- ・「愛護啓発・交流ゾーン」、「動物保護・収容ゾーン」、「事務管理ゾーン」の3つの区域の整備と来場者動線の明確化
- ・ユニバーサルデザイン化及び利用者の利便性や安全性に配慮した構造・設備

エ 県民・市民が親しみやすい施設

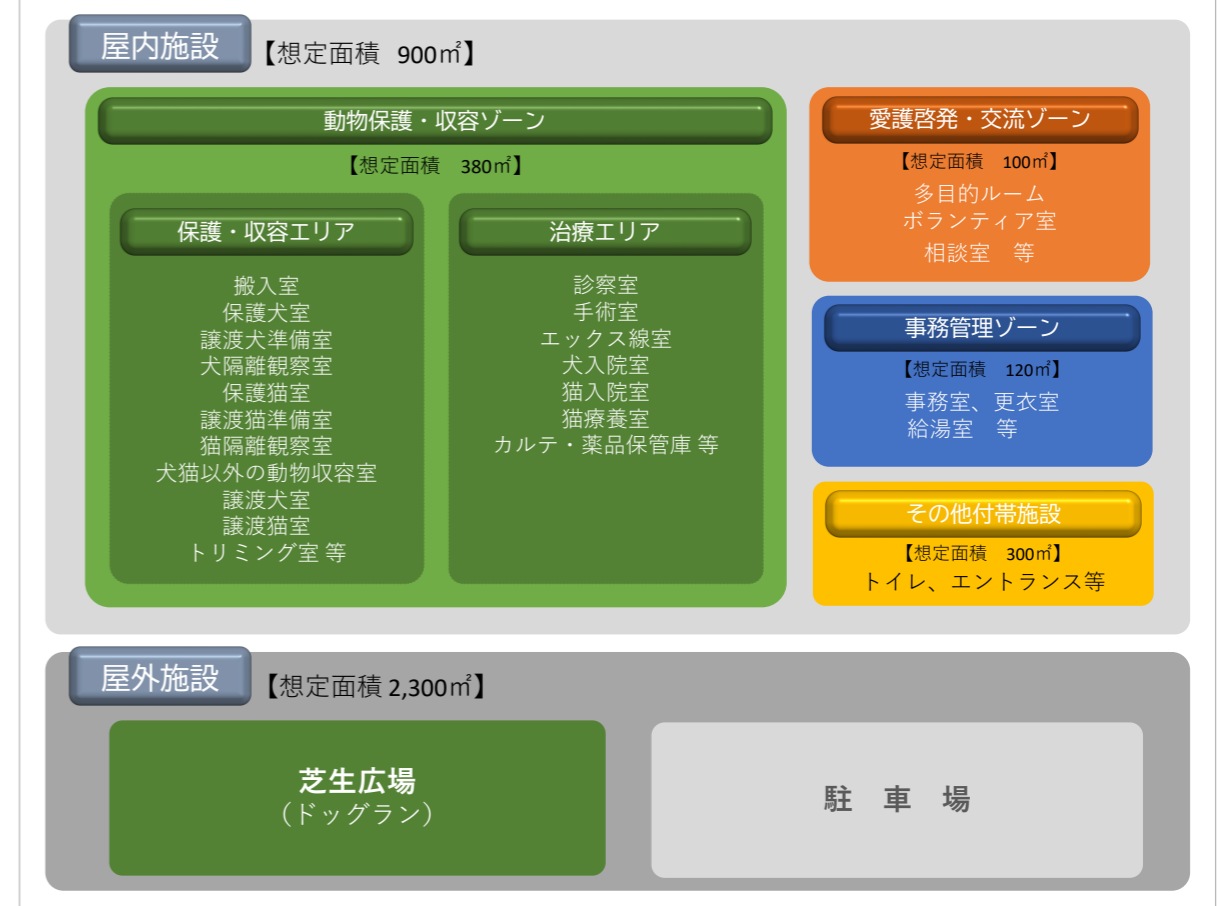
- ・気候風土に適した構造・材質等の利用
- ・来場者にとって快適で親しみやすい空間の確保
- ・周辺環境や景観と調和した施設外観の導入
- ・来場者の保健衛生に配慮した構造・設備

オ 環境に配慮した施設

- ・ZEB化への対応
- ・鳴き声や臭気、排水、景観等により周辺環境に影響しない施設整備
- ・施設の長寿命化、低コスト化

8 配置する諸室のイメージ

動物愛護管理センター整備に係る基本的な考え方を踏まえ、必要な諸室を以下のとおり例示



9 整備スケジュール

現時点で想定している整備スケジュールは次のとおり。
令和10年度中の開所を予定。

